

エ 区域	オ 期間
佐敷川本流の JR 鉄橋から上流の塩浸堰までの佐敷川本流、本流合流点から上流の要橋までの乙千屋川、本流合流点から上流の矢櫃橋までの宮浦川、本流合流点から上流の庵養寺橋までの田川川	7月1日～11月30日 (日出から日没まで)
同上	7月1日～12月31日

(漁具、漁法の制限)

第4条 次の表に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

ア 漁業の種類	イ 漁業の方法	ウ 規模
あゆ	投網	網目 15mm 以上
	刺網	網目 15mm 以上

2 次に掲げる漁具、漁法により水産動物を採捕してはならない。

あゆのがっくりがけ
水中に電流を通してする漁法

(採捕禁止区域等)

第5条 第3条の規定による期間内であっても、組合長は理事会の議を経て水産動植物の繁殖保護、漁業調整上必要と認める場合は漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、未就学の幼児及び小中学生は無料、肢体不自由者及び70歳以上の高齢者はそれぞれ規定する額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具漁法	遊漁の額	
		1日	1年
あゆ	釣り	500円	3,000円
	投網	1,500円	4,000円
	刺網	1,500円	5,000円
もくずがに	籠 (1籠につき)	500円	3,000円
	うけ		5,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

芦北町大字佐敷404番地 芦北町内水面漁業協同組合事務所
ただし、当該遊漁する場所において、漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他のものの迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は別記様式第3号の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを標示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、ただちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

この規則は平成16年1月1日から施行し、免許の期間適用する。

別記様式第1号

遊漁承認申請書	
平成 年 月 日	
芦北町内水面漁業協同組合	
代表理事組合長	様
住所	
氏名	
印	
下記のとおり承認を受けたいので芦北町内水面漁業協同組合第5種共同漁業に関する内 共第18号共同漁業権遊漁規則第2条の規定に基づき申請します。	
記	
1	漁獲物の種類
2	遊漁の方法
3	採捕区域又は場所
4	採捕期間

別記様式第2号

遊漁承認証		No.
下記のとおり遊漁を承認します。		
記		
遊漁者	住所	
	氏名	
承認期間	平成 年 月 日	～平成 年 月 日
魚 種		
漁具漁法		
遊漁区域		
遊漁料		
注意事項		
1		
2		
芦北町内水面漁業協同組合		印

別記様式第3号

漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
記	
住所	
氏名	年齢
有効期間	
	平成 年 月 日
	～平成 年 月 日
芦北町内水面漁業協同組合	
印	